

平成 23 年 11 月 24 日  
福 島 県

摂取制限等指示後の管理の考え方  
—野生鳥獣（イノシシ）—

1 摂取制限について

本県では、これまでも県内全域において野生動物の放射線モニタリング調査を実施して、定期的に結果を公表し、暫定規制値を超える結果が出た場合には、市町村や狩猟関係団体を通じ、有害捕獲従事者、狩猟関係者等に当該地区において捕獲された野生動物の自家消費を控えるよう呼びかけている。

また、報道機関や県ホームページへの掲載等により、一般県民に広く周知を図っている。

さらに、11月9日、相双地区において捕獲されたイノシシ肉について摂取制限及び出荷制限が設定された際と同様に、県全域において、これまでの対応を継続する。

加えて、県北地区に対する指示があった場合には、同地区で獵を行うハンターに対し、摂取制限の指示についてのチラシを配付するなど、一層の周知徹底を図ることとする。

※相双地区（警戒区域を除く）

相馬市、南相馬市の一部、新地町、飯舘村、浪江町の一部、葛尾村の一部、川内村の一部、楢葉町の一部、広野町

※※県北地区

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、桑折町、川俣町、大玉村